

NO	分類	質問	回答
1	電子契約サービスの利用	電子契約利用申出書を提出しなかったら電子契約サービスは利用できませんか。	電子契約利用申出書については、希望の有無を記載のうえ、必ず提出してください。なお、提出がない場合は、電子契約サービス利用の意向がないものと判断します。
2	電子契約サービスの利用	電子契約利用申出書は1回提出したら以降は提出しなくても大丈夫ですか。	案件ごとに提出が必要となります。
3	電子契約サービスの利用	操作は難しくありませんか。	到達するメールアドレスに記載のURLからクリックし、契約内容の確認・承認処理ができます。また、事業者向けオンライン説明会の動画や資料、操作に関する問合せ先を掲載していますので、ご活用ください。
4	電子契約サービスの利用	電子契約サービスを利用するための費用及びパソコン等にソフトをインストールする必要はありますか。	インターネット環境とメールアドレスがあれば費用負担はなく、パソコンなどの事前設定も不要です。ただし、通信料は必要となります。
5	電子契約サービスの利用	印紙税はかからなくなりますか。	電子契約を利用した場合、印紙は不要です。
6	電子契約サービスの利用	電子契約サービスを利用するにあたって事業者としての利用登録は必要ですか。	必要ありません。
7	電子契約サービスの利用	電子契約で締結した場合、何が契約書の原本となりますか。	電子署名の付与されたPDFファイルが原本となります。
8	電子契約サービスの利用	電子契約の対象範囲に業務委託も含まれますか。	令和6年度は入札案件（建設工事）を対象として開始します。その状況等を確認して、順次対象範囲の拡大を検討していく予定です。

NO	分類	質問	回答
9	電子契約サービスの利用	落札決定から契約手続き完了までの間に、手続きが迅速に進められなかったなどの事情により、紙契約に切り替えることはできますか。（担当者、決裁者やその代理人の不在による遅延。電気や通信の障害など）	機器のトラブル等で電子契約対応ができなくなった場合は書面による契約に変更することは可能です。（印紙税が必要となりますのでご注意ください。）その場合は予算担当課にご相談ください。 なお、落札決定までの間に何らかの理由で紙契約への変更を希望される場合は、契約監理課へお問い合わせください。
10	落札決定後	契約書などはメールで提出すればいいのでしょうか。	契約監理課から、電子契約利用申出書に記載された契約締結権者のメールアドレスに必要資料を送信しますので、内容をご確認のうえ作成いただき、契約監理課まで返信をお願いします。
11	契約日の考え方	契約年月日はいつになりますか。	電子契約に市、事業者双方が署名した日が契約締結日になります。
12	データのやり取りについて	電子契約利用申出書にメールアドレス記載欄が2箇所ありましたが、どちらのメールアドレスに通知がくるのでしょうか。	署名依頼のメールが通知されるのは、送信確認の意味も兼ねて、契約締結権者のメールアドレス宛てに送付します。 なお、契約書データ等のやり取りを担当者のメールアドレスで希望される場合は、電子契約利用申出書でご指定いただいた契約締結権者のメールアドレスに届いた内容を、担当者のメールアドレスに転送の上で発注者とのやり取りをお願いします。
13	データのやり取りについて	契約指示書によると契約書と添付資料の提出期限、提出先が異なりますが、提出漏れを防ぐために一緒に送信してもいいのでしょうか。	落札決定後のメールに添付している契約指示書に沿った対応をお願いします。

NO	分類	質問	回答
14	電子契約の署名時について	署名依頼で添付されている契約書に間違いがあった場合はどうすれば良いでしょうか。	契約書類に誤りなどを発見した場合は、電子契約サービス画面右上の「その他のメニュー」から署名の辞退の処理をお願いします。必要に応じて契約書データの修正を行います。 なお、修正箇所については、予算担当課までご連絡をお願いします。 また、双方の署名（承認）後である場合は変更契約等で対応します。
15	電子契約書の紛失について	締結済みの電子契約書を紛失した場合、再発行はできますか。	両者の電子署名が完了すると、「電子署名完了のお知らせ」メールが届きます。記載されているURLから締結済みの電子契約書データが何回でもダウンロードが可能です。 なお、ダウンロードできる有効期限は14日間です。この期間に忘れずにダウンロードを行ってください。 もし、「電子署名完了のお知らせ」メール自体を紛失した場合や14日の有効期限後に締結済みの電子契約書をダウンロードする必要がある場合は、予算担当課までご連絡ください。
16	電子契約書の取扱いについて	電子署名済みのPDFデータのファイル名を変更しても問題ないでしょうか。	電子契約のPDFデータのファイル名を変更することは可能です。ファイル名を変更しても、電子署名の情報は変更されません。 ただし、PDF編集ソフト等で電子契約のPDFデータの内容を変更すると、電子署名が無効となってしまいますので、絶対に行わないでください。
17	変更契約の対応について	変更契約手続きの際の通知については、当初契約時と同様、契約指示書がメールで届くのでしょうか。	電子契約の場合は変更契約についても契約指示書をメールで送付し、対応をお願いすることを想定しています。

NO	分類	質問	回答
18	電子データの保存について	電子契約のデータの保存に係る順守事項について、電子帳簿保存法の定め以外に何かありますか。	建設業法第40条の3「帳簿の備え付け等」に係る規定がありますのでご注意ください。 ※その他、業務に係る関係法がある場合は別途ご確認ください。
19	その他	契約前の受注者の社内の決裁方法について、受注者側に規制はありますか。	受注者側の決裁に係る規制はありません。